

電気需給約款（高圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
<p>29. 制限 または中止 の料金割引</p>	<p>(1) 常時供給メニューについては、当社は、前条によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、15（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ロ) 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2%といたします。時間の計算方法は一般送配電事業者の託送供給等約款に従います。</p> <p>(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨ていたします。なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。</p> <p>a 需要電力を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{D-d}{D}$ <p>H' = 修正時間 H = 制限時間 D = 契約電力 d = 制限時間中の需要電力の最大値</p> <p>b 使用電力量を制限した場合</p> $H' = H \times \frac{A-B}{A}$ <p>H' = 修正時間 H = 制限時間 A = 制限指定時間中の基準となる電力量 B = 制限時間中の使用電力量</p> <p>c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。</p> <p>ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、15（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロの場合は、制限</p>	<p>前条によってお客さまの電気の使用を制限し、 <u>または中止した場合の減額は行いません。</u></p>

または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%といたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) 本条(1)による延べ時間数または延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、当社がお客さまに3日前までにお知らせして行う制限または中止は、1月につき1日に限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても本条(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。